

いのちの海と空と大地



原発のない世界を求めて ニュースレター

発行： 日本聖公会「正義と平和委員会」原発問題プロジェクト
ホームページ <https://www.nskk.org/province/no-nuke-project/>



再び問う 原発は「必要悪」か？

(情報は北海道新聞 4 月 25 日より)

2011 年 3 月、東京電力福島第 1 原子力発電所事故が発生した時、日本原子力発電（日本原電）元理事であった K 氏は福島第 1 原発の南 7 キロの富岡町の自宅に住んでいた。避難指示に従い、川内村や郡山市の大型複合施設に避難を余儀なくされた。現在は富岡町から 60 キロ離れた地域に住む。K さんは現役時代、原発の安全性を問われると「1 万年に 1 回あるかないか」と答えるなど「安全神話」にどっぷり浸かっていたと言う。しかし事故後は国や電力会社への批判を含め、環境、エネルギー問題をテーマにしたエッセーをメールで送り続けておられるとのことである。その K さんは「原発を動かしてきたことで得したのか損したのかこの国は総決算をやろうとしない。福島事故で全部吹っ飛んでしまったのに」「目先の利益ばかり考えて、事故が起きればとんでも無いことになるという想像力が原子力ムラには働かない」と批判している。しかし、最後に、「**原発は必要悪だ**」と言う。

「安全神話にどっぷり浸かっていた」との反省（？）から、国の政策に対して批判が生じたのであろう。しかし、「必要悪」とするならば、原発事故の発生もそれによる被害者の発生も「仕方がない」と肯定していることにならないか。目先の利益のためには犠牲者が生じることも「やむを得ない」のか？

東京電力は福島第 1 原発の爆発事故を防ぐことが出来る可能性はあった。政府機関の地震予測「長期評価」による巨大津波高は 15.7m で、東日本大震災の 3 年 4 カ月前に既に現状の防潮堤高さを超えることが予想されていたのである。同時にその情報を把握した日本原電東海原子力発電所はすぐに津波対策としての防潮堤の嵩上げ工事を開始している。その結果、福島第 1 原発と同時に巨大津波に襲われたがかりうじて大被害を避けることができたのであった。

東電の担当部署はその専門家が加わった「長期評価」の信頼性を認め、対策の必要性を経営陣に提案したのであるが、経営陣はこの情報にすぐに対応することはなかった。その結果、発生した被害の大きさは途方もないものであった。東電の株主たちによる、当時の旧経営陣のトップ 5 名に対する責任追及の裁判は、1 審では有罪であったが、6 月 6 日の高裁判決で無罪とされ、原告側は上告すると主張している。旧経営陣は、原発でひとたび事故が起きれば甚大な被害が出ることは当時もわかっていたはずである。専門家の知見を自分たちの都合の良い方向に受け止めるのではなく、より厳しく捉えて安全対策を徹底する。これが原発事業者の経営陣に課せられた最も大切な責務である。「いのちの尊厳性をないがしろにする」ものと言わざるをえない。

核のゴミ最終処分場選定作業の今

北海道後志管内の寿都町において行われていた、高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の最終処分場選定のための文献調査の報告書が公開され評価作業中である。北海道教育大学の岡村聡名誉教授（地質学）らが執筆した論文が、5 月 25 日に始まる日本地球惑星科学連合の大会で発表されることになった。文献調査主体である NUMO（原子力発電環境整備機構）は、この論文が文献調査の対象となる新知見に「該当する」と認めた。内容としては寿都町にある火山噴出物「礧谷溶岩」を第四紀火山とするもので、その場合は寿都町東部の南北約 3 キロ、幅 1.5 キロに分布する。最終処分法では、第四紀火山はその活動中心から半径 15 キロ以内で最終処分場建設を避けなければならないとしている。このような科学的根拠に照らし、報告書を見直すべきである。



北海道新聞 6 月 6 日朝刊より

原発は何故止められないのか

それでも核燃・再処理を止められない理由は？

日本の核燃料サイクル政策は、そのキーコンポーネントとなる高速増殖炉（FBR）“もんじゅ”の廃炉決定と、六ヶ所再処理工場の 27 回にわたる完成延期が繰り返される現状から、誰が見ても破綻した状態である。現在、日本のプルトニウムの保有量は 44.5 トン（国内 8.6 トン、海外 35.8 トン。2023 年末）である。これは、原子爆弾 6,000 発分に相当するという。更に、六ヶ所再処理工場は国内原発の使用済核燃料の中間貯蔵設備として建設されているが、工場の完成が遅れていることから、使用済核燃料を受け入れることが出来ない状況である。この様な状況の中で、なぜフランスやイギリスに依頼してでも再処理を続けるのか。諸外国でも使用済み核燃料の再利用は行わず、直接地層処分すると決定している。

その理由を原燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団代表兼弁護士代表の浅石紘爾さんは以下のように言う。

- ① 政策変更リスク（原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会資料より）
 - － 1 協力してきた地元との信頼関係を損なう。→原子力政策の停滞、地元のデメリット（核燃マネー、雇用の損失）
 - － 2 使用済燃料など廃棄物の返還・搬入拒絶→原発停止 *何故直接処分しないのか
- ② 日米原子力協定上の既得権（ウラン濃縮・再処理権）喪失の危機感
ただし、米の一方的申し入れで協定終了できる。
- ③ 原子力カムの思惑
 - ・日本原燃が倒産すると投下資本の回収不能、保証債務の履行、工場廃止に伴う原状回復費用の負担
→使用済燃料再処理機構設立（国策国営法人）
 - ・六ヶ所再処理工場を巡って政・官・財・産業界に張り巡らされた利権構造の一角が崩壊するのを防ぎたい。
- ④ 巨大プロジェクト（国策）の宿命
 - ・始める時に絶対失敗しないシステム（法制度、政官財産業界の結集）を構築するから後戻りが容易でない。
 - ・一旦決めたものを元に戻すことは責任問題に発展→再処理廃止を言い出せない（言い出しつpegが損をする）
 - ・権益（テリトリー）の縮小につながる。
 - ・無駄とわかったらすぐに止めるのが合理的なのに、投じた費用を惜しんで撤退せず損害を拡大。
- ⑤ 潜在的核保有の企図
 - ・経済大国（GDP 4 位）に飽き足らず、軍事大国（現在 7 位）を目指す（軍備増強、防衛予算の増大、海外派兵、戦闘機輸出、共同訓練・・・）→国威発揚

精神科医の斎藤 環氏は、著書「原発依存の精神構造～日本人はなぜ原子力が『好き』なのか」の中で、「1945 年 8 月 6 日、中曽根康弘は高松で広島に投下された原爆のキノコ雲らしきものを遠望した。『私が戦争中、海軍に動員されて高松にいた時、広島に原爆を見た。この時私は、次の時代は原子力の時代になると直感した』（中曽根康弘「原子力開発への準備」『原子力開発十年史』社団法人日本原子力産業会議）。戦後、各国の原爆開発競争は一層激しくなり、特にソ連の水爆実験の成功によって世界大戦の発生を危惧した米国アイゼンハワー大統領は、1953 年、国連総会にて「核の平和利用(Atoms for Peace)」演説を行った。この演説は、（原爆を含む）核兵器開発とその基盤ともなる原発の開発を区別する結果となり、以降、原発の開発に注力する事となった。日本は既に 1952 年、サンフランシスコ講和条約が発効し、連合国は日本に対し原子力研究を解禁していた。そして 1954 年、改進黨の中曽根康弘は、原子力平和利用研究補助金 2 億 3 千 5 百万円（ウラン 235 の語呂合わせ）を含む予算案を国会に提出し可決した。この年は第五福竜丸事件や第 1 回原水爆禁止世界大会が開催された年でもあり、国会での議論が大きくならないようにとかなり気を遣って提出、審議された。そしてこれが日本の原子力発電の出発点となった。

原子爆弾の破壊力の凄まじさは実感したと思われるが、同時に生み出される放射能の被害を悪として捉えきれていなかったのである。初めて投下された原爆の被害は戦後 80 年の今でも暗い影を落としているが、一般国民は、被曝直後からの時間経過とともに、「核の平和利用」という名のもと「克服」と「享楽」の受け止めの中で原発の経済活動への活用に希望を見出してゆく時代的背景があったのではないか。また、政策的にも経済復興第一として、核エネルギーの負の部分「安全神話」の陰で軽視する風潮が生じた様にも思われる。

「核といのちは共存できない」という立場は、現実離れとか大袈裟にうつるかもしれないが、被爆被害や放射能による環境汚染など、その影響が長い時間経過の中で顕在化し、不可逆的な影響を受けてゆく懸念を払拭できない。再エネ活用が可能となった今、「原発回帰」ではなく基本的な政策転換が必要である。